

一般社団法人
日本臨床医学リスクマネジメント学会

定 款

平成 24 年 8 月 24 日定款作成

平成 24 年 8 月 24 日定款認証

平成 24 年 8 月 28 日設立登記

平成 25 年 1 月 7 日定款一部改定

平成 26 年 6 月 23 日定款一部改定

平成 28 年 7 月 6 日定款一部改定

一般社団法人 日本臨床医学リスクマネジメント学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本臨床医学リスクマネジメント学会（英文名：Japan Society of Risk Management for Clinical Medicine：JSRMCM）と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都品川区旗の台一丁目5番8号 昭和大学に置く。事務局を別途設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、医療の安全及び国民の福祉の向上に貢献することを目的とし、その目的を達成するために下の事業を行う。

- (1) 臨床医学におけるリスクマネジメントに関する学術集会、調査、研究
- (2) 機関誌、図書、研究資料の刊行
- (3) リスクマネジメントに関する指導、助成、講習会
- (4) 国内ならびに国外の関係団体との協力活動
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、別に定める代議員選任規程により会員から選任された代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 会 員
- (2) 法人会員（法人会員の区分は理事会において定める細則による）
- (3) 顧 問（顧問の区分は理事会において定める細則による）

(入 会)

第6条 当法人に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により当法人に申し込むものとする。

- 2 入会は、定款施行細則に定めるところにより、理事会の承認を受けなければならない。

(会費等)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は、代議員会で定める。

3 顧問は会費を免除する。

(会員の責務)

第8条 会員は、当法人の定款を守り、秩序の維持に努めなければならない。

(会員の権利)

第9条 会員は、第3章に定める代議員選挙の選挙権及び被選挙権を等しく有するほか、一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、第14条に基づく代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- (2) 一般法人法第32条第2項の権利(代議員名簿の閲覧等)
- (3) 一般法人法第57条第4項の権利(代議員会の議事録の閲覧等)
- (4) 一般法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- (5) 一般法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- (6) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 第7条に定める会費等を2年以上滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、理事会が別に定める退会届を、当法人に提出し、任意に退会することができる。

- 2 次条第1項に定める処分事由に該当する会員が前項の退会届を提出した場合、当法人は受理を保留することができる。

(処分)

第12条 理事会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、除名、退会勧告、会員資格の一時停止又は戒告の処分をすることができる。

- (1) 当法人の名誉を傷つけたとき。
 - (2) 当法人の定款、規則に違反し、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他の正当な事由があるとき。
- 2 前項の処分については、理事会は、決議の前に当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 除名については、前項の手続きを経たのち、代議員会において、代議員総数の半数以上であって、出席代議員の4分の3以上の多数による決議を必要とする。この場合

において、当法人は、当該会員に対し、当該代議員会の日から 1 週間前までにその旨を通知し、かつ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

- 4 当法人は、除名処分がなされた場合、除名した会員にその旨を通知するものとする。
- 5 第 1 項の処分事由に該当する会員から退会届が提出された場合、退会届に遡及して処分することができる。ただし、この適用は前条第 2 項に定める退会届の受理を保留することとされた者に限る。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が第 12 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費、負担金その他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章 代議員

(代議員)

第 14 条 当法人に、代議員を置く。

- 2 この法人の社員は、概ね会員 20 人の中から 1 人の割合をもって選出される代議員をもって、一般法人法上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、会員の中から選ばれることを要する。会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第 3 項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第 3 項の代議員選挙は、4 年に 1 度実施することとし、代議員の任期は、選任の 4 年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（一般法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（一般法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（一般法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内
に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

（兼任の禁止）

第15条 代議員は、当法人の役員を兼ねることができない。

第4章 代議員会

（設置及び種類）

第16条 当法人に代議員会を置く。代議員会をもって一般法人法上の社員総会とする。

- 2 当法人の代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

（構成）

第17条 代議員会は、代議員をもって構成する。

- 2 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

（権限）

第18条 代議員会は、次に定める事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 入会の基準並びに会費の額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は目的事業の全部の廃止
 - (9) その他社員総会で決議するものとして一般法人法又はこの定款で定められた事項
- 2 前項にかかわらず、個々の代議員会においては、次条第2項第2号の書面に記載した目的及び第20条第2項の通知内容にある代議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。
 - 3 第1項にかかわらず、代議員会は、理事会から各事業年度の事業計画及び収支予算の報告を受けるものとする。

（開催）

第19条 代議員会は、定時代議員会として毎年事業年度終了の日から3ヶ月以内に1回開催し、

これを法人法上の定時社員総会とする。

2 臨時代議員会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総代議員の 5 分の 1 以上から理事長に対し会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面による請求があったとき

(招 集)

第 20 条 代議員会は、理事会の決議に基づき、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の場合には、請求があった日から 6 週間以内の日を代議員会の日とする代議員会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 代議員会を招集するには、理事長は、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した通知を、代議員会の 2 週間前までに代議員に対して発しなければならない。
- 4 前項の通知の方法は、理事会が別に定める。

(議 長)

第 21 条 代議員会は、代議員の中から、議長を、互選する。

(定足数)

第 22 条 代議員会は、総代議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 23 条 代議員会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項及びこの定款に別に規定する場合を除いて、出席した代議員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は代議員として決議に加わることはできない。

(議事録)

第 24 条 代議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の現在員数、出席者数
 - (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および出席代議員のうち議長の指名した者並びに出席理事長が、署名押印をしなければならない。

(役員の出席及び意見)

第 25 条 理事及び監事は、代議員会に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 役員等

(役員の設定等)

第 26 条 当会に、次の役員を置く。

理事 10名以上 35名以内

監事 4名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を理事長とし、理事のうち、3名以内を副理事長、10名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第27条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 理事及び監事は、理事会に出席し、学会の運営に携わる。

(理事の職務権限)

第28条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、常務理事は当法人の業務を執行する。
- 3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第31条 役員は、代議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、代議員の半数以上であって、出席代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第32条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、代議員会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重

要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第 34 条 当法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 35 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選任及び解職

(招集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、いずれかの副理事長が理事会を招集する。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長（理事長）と出席理事のうち議長の指名する 3 名及び出席監事のうち議長の指名する 1 名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 40 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 基金

(基金の拠出)

第 41 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 8 章 計算

(事業年度)

第 42 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、代議員会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 44 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時代議員会に提出し、第 1 号、第 2 3 号及び第 4 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号の書類については承認を受けなければならない。理事会の承認を経て、定時代議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供する

とともに、定款、一般法人法上の社員名簿である代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要、並びに、これらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、代議員会において、出席した代議員の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

- 2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第46条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、代議員会において、出席した代議員の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第49条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	有賀 徹
設立時理事	丹正勝久
設立時理事	木下浩作
設立時理事	澤 充
設立時理事	外須美夫
設立時理事	堤 晴彦
設立時理事	藤田真幸
設立時理事	上條由美

設立時代表理事 吉田謙一
設立時監事 島本和明
設立時監事 橋本重厚

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第 50 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員 吉田 清司
設立時社員 飯島 忠
設立時社員 櫻井 淳
設立時社員 松月みどり
設立時社員 奥津康祐

(法令の準拠)

第 51 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

当法人の定款の原本に相違ありません

平成 28 年 7 月 15 日

東京都品川区旗の台一丁目 5 番 8 号 昭和大学

一般社団法人 日本臨床医学リスクマネジメント学会

代表理事 吉 田 謙 一

法人実印